

に、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

さらに、踏切道通行者の安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動等を強化する。

第5節 救助・救急体制の整備

鉄軌道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄軌道事業者と消防機関、医療機関、その他の関係機関との連携協調体制の強化を図る。また、早期に応急手当を実施するため、鉄軌道事業に従事する職員の応急手当講習の受講を推進する。

第6節 科学技術の振興等

1 文部科学省における科学技術に関する経費の調整

各省庁の鉄軌道の安全に関する平成15年度の経費について、見積り方針の調整を行う。

2 国土交通省関係の研究

(1) 気象庁気象研究所等の研究

鉄軌道交通の安全に寄与する気象情報の精度向上を図るため、気象研究所を中心に、第1部第1章第8節1(5)イで述べた研究等、気象・地象・水象に関する基礎的及び応用的研究を行う。

(2) 独立行政法人交通安全環境研究所の研究

事故防止のための研究開発を推進し、鉄軌道交通の安全性の向上を図るため、新しい交通システムの実用化や高度化した台車、電子機器等の導入に対応した安全性・信頼性評価のための研究等を行う。